

## 議案第43号及び第44号関連資料

## 特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

## 1 改正理由

2021年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職及び一般職等の期末手当を改定するとともに、2017年1月に実施した昇給抑制措置について、若年層の一般職の職員を対象に復元するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正内容

## (1) 期末勤勉手当に関する改正

## ① 期末手当の支給月数の改定(2022年6月支給分から適用)

ア 市長をはじめとする特別職及び一般職の年間支給月数を△0.15月引き下げます。  
(月数)

		2022年度以降		
		現行	改正後	増減
特別職	6月	2.200	2.125	△0.075
	12月	2.200	2.125	△0.075
	計	4.400	4.250	△0.150
一般職 任期付職員	6月	2.225	2.150	△0.075
	12月	2.225	2.150	△0.075
	計	4.450	4.300	△0.150

※ 一般職・任期付職員については、期末勤勉手当の支給月数を記載

イ 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取扱いとなります。

ウ 再任用職員及び会計年度任用職員についても、人事院勧告を踏まえ、△0.1月等の年間支給月数の引下げを行います。

## ② 2021年度の期末手当の引下げ相当額の減額(2022年6月支給分のみ)

特別職、市議会議員及び一般職について、2021年の人事院勧告に基づく2021年度分の期末手当の引下げに相当する額(△0.15月分)を、上記①の引下げとは別に、2022年6月の期末手当から減額します。

## ③ 改定による影響額

2022年度：約△3.1億円、2023年度以降：約△1.7億円

- (2) 2017年1月の昇給抑制措置の若年層職員を対象とした復元（2022年4月実施）  
2017年1月の昇給抑制措置（管理職を除く一般職の場合△2号給）については、給与水準の適正化を図るため実施しましたが、2013年度以降に採用した一般職の職員については、これまでの給与改定により、それ以前の採用者と比べ、最大7号給分の給与水準の格差が生じているところです。  
これを踏まえ、当該昇給抑制措置の影響を受けた職員のうち、2013年度以降に採用した一般職の職員について、2号給を復元します。
- (3) 本年度以降定年等により退職する一般職の職員の退職手当に係る所要の整備  
2017年1月に実施した昇給抑制措置については、本年度より定年退職する職員の退職手当にその抑制の影響を受けることになります。  
これを踏まえ、当該職員等の退職手当の金額については、当該昇給抑制が無かった場合に得られる金額とすることで、昇給抑制の影響が及ばないようにする規定の整備を行います。
- (4) その他上記改定に伴う規定整備等

### 3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (3) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (4) 明石市職員退職手当条例
- (5) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (6) 明石市特別職の職員の給与に関する条例
- (7) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例
- (8) 明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

### 4 施行予定期日

規則で定める日に適用します。ただし、2(2)については、2022年4月1日から適用し、2(3)については公布の日以後の退職に係る退職手当について適用します。

#### (参考) 保育所、幼稚園等に勤務する会計年度任用職員等の処遇改善（2022年2月遡及適用）

国の経済対策において、コロナへの対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く職種として、保育士、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の収入を引き上げることとされ、処遇改善のための補助金（保育士等処遇改善特例交付金等）が創設されているところです。

この補助金については、各現場で働く地方公務員の処遇改善も対象としており、本市においても、国の経済対策の趣旨を踏まえ、国の補助基準のとおり、処遇改善を実施します。

なお、当該処遇改善については、「明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則」、「明石市一般職の任期付職員の勤務時間及び給与等に関する規則」の改正により実施します。

- (1) 処遇改善対象者  
保育所、幼稚園、こども園に勤務する会計年度任用職員又は任期付職員の保育士、幼稚園教諭、用務員、調理員、介助員等（フルタイム勤務及びパートタイム勤務の職員）
- (2) 処遇改善内容  
給料について、月額ベースで約9,000円の引上げを実施します。  
例) フルタイム勤務の保育士の場合：月額9,400円、年収約14万円の引上げ